

○黒石市給水条例施行規則

平成10年2月10日

規則第4号

改正 平成15年3月28日規則第22号

平成25年5月15日規則第18号

令和2年3月31日規則第11号

(題名改称)

令和4年3月31日規則第16号

令和6年1月5日規則第5号

令和6年3月29日規則第22号

黒石市上水道事業給水条例施行規則（昭和37年黒石市規則第5号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 給水装置の工事及び費用（第3条—第7条）

第3章 給水（第8条—第16条）

第4章 料金、加入金及び手数料（第17条—第27条）

第5章 給水停止（第28条—第31条）

第6章 貯水槽水道（第32条）

第7章 補則（第33条・第34条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、黒石市給水条例（平成9年黒石市条例第56号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(令2規則11・一部改正)

(給水装置所有者の章標)

第2条 給水装置の所有者（使用者を含む。）は、市が交付する章標（様式第1号）を門戸に掲げなければならない。

第2章 給水装置の工事及び費用

（給水装置の工事の申込み等）

第3条 条例第5条第1項の規定による申込みは、給水装置工事施行申込書（様式第2号）により行うものとする。

2 市長は、前項の申込みを受けたときは、給水装置工事施行承認書（様式第2号の2）により承認するものとする。

3 前項の規定により承認を受けた者が、設計若しくは申込者を変更し、又は当該給水装置の工事を取りやめようとするときは、直ちに市長に届け出なければならない。

4 前項の規定による届出は、給水装置工事変更届（様式第3号）又は給水装置工事施行取消届（様式第4号）により行うものとする。

（令2規則11・令6規則5・一部改正）

（利害関係人の誓約書等の提出）

第4条 条例第5条第2項の民法（明治29年法律第89号）第213条の2第3項の規定による通知をした旨の誓約書は、民法第213条の2の規定による誓約書（様式第5号）によるものとする。

2 条例第5条第2項の利害関係人の承諾書は、次の各号のいずれかに該当する場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 他人の土地内若しくは構築物に又はこれらを通ずる給水装置を設置する場合 当該土地又は構築物の所有者の承諾書の写し

(2) 他人の給水装置から分岐引用する場合 当該給水装置の所有者の承諾書の写し

(3) 前2号に規定する承諾書の写しを提出できない場合 申込者の誓約書（様式第5号の2）

3 前項第1号（他人の土地内を通ずる、又は土地内に給水装置を設置する場

合に限る。)及び第2号の規定は、民法第213条の2又は第213条の3の規定の適用がある場合は、適用しない。

(令6規則5・追加)

(工事の設計)

第5条 条例第7条第2項の設計審査に係る設計の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 給水栓まで直結給水するものにあつては、給水栓まで

(2) 受水槽を設けるものにあつては、受水槽の給水口まで

2 前項第2号の場合において、市長が必要であると認めたときは、受水槽以下の設計図を徴することができる。

3 市長は、設計審査をした結果、不相当と認めたときは、再設計を命ずることができる。

(令6規則5・旧第4条線下・一部改正)

(給水装置の構成)

第6条 配水管への取付口から市の水道メーター（以下「メーター」という。）までの間の給水装置には、分水栓及び止水栓を取り付けなければならない。

2 前項の給水装置及びメーターの構造並びに材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条の基準に適合し、かつ、市長が別に定めるものに適合したものでなければならない。

(令2規則11・一部改正)

(工事費の算出)

第7条 条例第9条第1項の工事費は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより算出する。

(1) 材料費 市長が定める材料単価額に使用材料の数量を乗じて得た額

(2) 運搬費 市長が定める運賃

(3) 労力費 市長が定める工種別の賃金に標準定率を乗じて得た額

(4) 道路復旧費 市長が定める額。ただし、重要路線その他で道路の仮復旧

を要する場合には、市長が別に定める道路掘削跡仮復旧費を加算する。

(5) 間接経費 市長が定める工事の設計及び監督並びに材料及び労務の管理に要する費用の合計額

(令 2 規則 1 1 ・全部改正)

第 3 章 給水

(給水契約の申込み)

第 8 条 条例第 1 3 条第 1 項の規定による申込みは、上下水道使用等申込書兼変更届出書(様式第 6 号)により行うものとする。

(令 6 規則 5 ・全改)

第 9 条 削除

(令 6 規則 5)

(計量の例外)

第 1 0 条 条例第 1 6 条第 1 項ただし書の規定により、計量しないで給水し得るものは、次のとおりとする。

- (1) 私設消火栓
- (2) 前号のほか、市長が計量の必要がないと認めたもの

(令 2 規則 1 1 ・一部改正)

(メーターの設置区分)

第 1 1 条 条例第 1 6 条第 1 項のメーターは、給水装置の種別又は異なる用途ごとに設置する。ただし、特に市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(令 2 規則 1 1 ・一部改正)

(受水槽以下のメーターの設置等の条件)

第 1 2 条 条例第 1 6 条第 3 項の特に必要があると認めたときとは、受水槽以下の装置が住居部分と非住居部分に使用上区分され、かつ、住居部分の水道が家事用に使用されている場合をいう。

2 受水槽以下の装置の所有者(以下「所有者」という。)は、前項に規定する当該装置にメーターの設置を希望する場合は、受水槽以下の水道メーター

の設置申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

3 メーターを設置する受水槽以下の装置は、メーターの設置、取替え及び検針の作業等に支障を及ぼさないものでなければならない。

4 メーターを設置した受水槽以下の装置についての管理責任は、当該装置の所有者が負うものとする。

（令2規則11・令6規則5・一部改正）

（メーターの貸与及び管理）

第13条 条例第17条第1項の規定によりメーターの貸与を受けた者は、水道メーター保管証（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 条例第17条第3項の規定によりメーターを亡失し、又は損傷した者は、水道メーター亡失等届（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

3 メーターの設置場所は、常に清潔にして検針その他の作業に障害となる物件を置き、又は工作物を設けてはならない。

（令2規則11・令6規則5・一部改正）

（届出の様式）

第14条 条例第18条第1項及び第2項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

(1) 水道の使用を中止しようとし、又は水道の利用者を変更した場合 上下水道使用等申込書兼変更届出書

(2) 水道の使用を廃止しようとする場合 給水装置工事施行申込書

(3) 用途を変更しようとする場合 給水装置用途変更届（様式第10号）

(4) 消防演習に私設消火栓を使用する場合 私設消火栓消防演習使用届（様式第11号）

(5) 給水装置の所有者に変更があった場合 給水装置所有者変更届（様式第12号）

(6) 水道を消防用として使用した場合 消防用水使用届（様式第13号）

（令2規則11・全部改正、令6規則5・一部改正）

(私設消火栓の使用及び封印)

第15条 条例第19条第1項の規定により私設消火栓を使用する場合は、所有者は、その使用を拒むことはできない。

2 私設消火栓は、市長が封印する。

(令6規則5・一部改正)

(給水装置及び水質の検査)

第16条 条例第21条第1項の規定による検査の請求は、給水装置・水質検査請求書(様式第14号)により行うものとする。

2 前項の請求に対する結果の通知は、文書により行うものとする。ただし、軽微なものについては、口頭により行うことができる。

3 条例第21条第2項の特別の費用を要したときとは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 給水装置については、その構造若しくは材質又は機能について、市長が行う通常の検査以外の検査を行うとき。

(2) 水質については、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査等飲料の適否について市長が行う通常の検査以外の検査を行うとき。

(3) 前2号のほか、通常の検査以外で、特別の費用を要するとき。

(令2規則11・令6規則5・一部改正)

第4章 料金、加入金及び手数料

(給水の用途)

第17条 条例第23条の規定による料金に係る給水の用途は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、2種以上の用途に使用する場合は、その主要なものによる。

(1) 一般用 次号及び第3号に掲げるものに属しないもの

(2) 浴場用 物価統制令施行令(昭和27年政令第319号)第11条の規定により青森県知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額の適用を受ける公衆浴場の用に供するもの

(3) プール用 プールの用に供するもの

(令2規則11・令4規則16・令6規則5・一部改正)

(指示水量の端数計算)

第18条 メーターの検針時において、メーターの数値に1立方メートル未満の端数があるときは、当該端数を翌月分に算入する。ただし、条例第24条第2項の規定による場合は、この限りでない。

(令2規則11・一部改正、令6規則5・旧第19条繰上・一部改正)

(メーター検針の告知)

第19条 メーターを検針し、又は条例第25条第1項の規定により認定したときは、その都度、当該使用水量を、使用水量のお知らせ(様式第15号)により水道の利用者に告知する。

(令2規則11・一部改正、令6規則5・旧第20条繰上・一部改正)

(使用水量の認定方法)

第20条 条例第25条第2項の規定により市長が認定する使用水量(以下「認定水量」という。)は、認定前の直近2月分の使用水量を平均した水量(1立方メートル未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。以下「平均使用水量」という。)とする。ただし、平均使用水量を使用することが適当でないとき認めるときは、前年度同期2月分の使用水量の平均値又は1月分を1人につき5立方メートルに世帯人員を乗じた数値で、市長が適当と認めるものとする。

2 条例第25条第1項第3号の規定により認定した場合で、メーターによる検針が再開された月(以下「認定精算月」という。)は、当該認定精算月のメーターの数値から認定期間前のメーターの数値及び当該認定期間中の使用水量を差し引いて認定する。この場合において、当該認定精算月の認定水量がマイナスとなった場合は、0として認定する。

3 市長は、メーターの読み取り違いにより誤検針となった場合は、再度検針したメーターの数値から誤検針した月の前月のメーターの数値を差し引いた

数値を当該期間の月数で除して再認定する。ただし、当該認定に認定精算月が関わる時は、この限りでない。

(令6規則5・追加)

(漏水があった場合の使用水量の認定)

第21条 条例第25条第3項の規定により給水装置に異常があり、漏水があったと認めるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める水量を使用水量として認定する。

(1) 地上若しくは地下の配管の漏水又は不凍栓、水抜栓等の故障による漏水の場合 検針して得た水量から平均使用水量を差し引いた水量の3分の1を平均使用水量に加算した水量

(2) メーター（継手を含む。）が遅針、落針、不動、破損等により読取不能となった場合 平均使用水量

(3) 災害の発生により給水装置を破損し、又は流失した場合 平均使用水量

2 前項各号において平均使用水量を使用することが適当でないと認めるときは、前条第1項ただし書の規定を準用する。

3 使用水量を認定するに当たり、次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の規定は適用しない。

(1) 漏水の事実を知りながら修理を怠ったことにより漏水が拡大したと認める場合

(2) 消雪、凍結防止等のために故意に水道を出し続けた場合

(3) 給水装置を故意に破損したと認める場合

(4) 条例又はこの規則の規定に違反していると認める場合

(5) 冷暖房、瞬間湯沸器、水洗トイレ、ユニットバス等の器具若しくは設備の故障又は操作不良が原因と認める場合

(6) 受水槽の給水器具又は装置の故障による場合

(7) 善良な管理義務を怠ったことにより漏水したと認める場合

(8) 給水装置工事の^{かし}瑕疵により漏水したと認める場合

(令6規則5・全改)

(特別な場合における料金の算定方法)

第21条の2 条例第26条第1項の規定により条例第24条第1項に規定する料金算定期間の中途において水道の使用を開始し、中止し、又は給水を停止した場合の1月分として計算する期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。この場合において、当該各号のいずれにも該当する場合は、第2号の規定を適用するものとする。

- (1) 定例日の6日前までに水道の使用を開始した場合 水道の使用を開始した日から2回目の定例日まで
- (2) 定例日の6日後までに水道の使用を中止し、又は給水を停止した場合 当該行為を行った日の前々回の定例日から当該行為を行った日まで

2 条例第26条第3項の規定により精算する料金の算定は、連続する月の認定水量の合計値（認定精算月を0として認定したときの当該認定精算月の使用水量は、認定前の実数値を用いる。）を当該認定した月数で除した数値で料金を再計算する。この場合において、当該数値は1立方メートルを単位とし、認定期間の月数未満の数が生じた場合は、認定期間の最古月から1立方メートルずつ割り振るものとする。

(令6規則5・追加)

(料金の徴収)

第22条 条例第27条第1項の規定による料金の徴収は、納入通知書兼領収書（様式第16号）により行うものとする。ただし、口座振替による場合は、この限りでない。

(令6規則5・全改)

(工事申込み後の加入金の徴収)

第23条 条例第29条第2項ただし書の特別な理由があると認めるときとは、天災地変のため緊急に給水装置工事が必要があるとき、又は国及び地方公共団体の機関が申込みをしたときをいう。

2 条例第29条第2項ただし書の規定により申込み後に水道加入金（以下「加入金」という。）を納付しようとする者は、水道加入金後納承認申請書（様式第17号）を市長に提出しなければならない。

（令2規則11・令6規則5・一部改正）

（加入金の還付）

第24条 条例第29条第3項ただし書の規定による加入金の還付は、加入金納付後に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 給水装置工事の申込みを取り消したとき 既納の加入金の全額
- (2) 給水装置工事の設計を変更（変更後の給水装置工事に係る加入金の額が既納の額より少額となる場合における給水装置工事の設計の変更に限る。）したとき 既納の加入金の額と変更後の加入金の額との差額

（令6規則5・全改）

（料金等の減免）

第25条 条例第31条の規定により料金、督促手数料又は遅延損害金の減額又は免除を申請しようとする者は、水道料金等減免申請書（様式第18号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の減額又は免除の額は、その都度、市長が定める。

（令2規則11・令6規則5・一部改正）

（加入金の減免）

第26条 条例第32条の規定による加入金の減額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく生活扶助を受けている者（以下「生活保護受給者」という。）が口径20ミリメートルを超える給水管での給水装置を新設する場合 口径20ミリメートルに相当する加入金の額
- (2) 給水装置の所有者が、その所有に係る給水装置を廃止し、給水装置を別に新設する場合で、これらを同時に申請し、1年以内に当該工事を完成さ

せた場合 その所有に係る給水管口径と同口径に相当する加入金の額

2 条例第32条の規定による加入金の免除は、生活保護受給者が口径20ミリメートル以下の給水管での給水装置を新設する場合とする。

3 加入金の減額又は免除を申請しようとする者は、水道加入金減免申請書（様式第19号）を市長に提出しなければならない。

（令6規則5・全改）

（手数料の口径）

第27条 条例第33条第1項第1号及び第2号の手数料において、設計審査又は工事検査を受けようとする工事の給水管口径の種類が混在している場合の給水管口径は、メーターの口径とみなす。

（令6規則5・追加）

第5章 給水停止

（令6規則5・追加）

（料金に係る給水停止の対象者）

第28条 条例第36条第1号の規定による料金に係る給水停止は、当該料金を3月以上滞納している者及び納付の誓約の履行を怠った者を対象とする。

（令6規則5・追加）

（給水停止の事前通知）

第29条 市長は、給水停止の執行予定日の7日前までに、給水停止について（予告）（様式第20号）により給水停止予定者に通知するものとする。ただし、納付の誓約をした者には、事前通知を要しないものとする。

（令6規則5・追加）

（給水停止の執行）

第30条 市長は、前条の規定により給水停止を事前に通知したにもかかわらず給水停止の執行予定日の前日までに料金の納付の確認ができなかった場合に、給水停止処分執行書（様式第21号）により通知し、給水停止を執行するものとする。

(令6規則5・追加)

(給水停止の解除)

第31条 市長は、給水停止の執行を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、給水停止を解除するものとする。

- (1) 給水停止処分執行書に記載された滞納額を全額納付したとき。
- (2) 給水停止処分執行書に記載された滞納額を半額以上納付し、その残額に対して納付の誓約をしたとき。

(令6規則5・追加)

第6章 貯水槽水道

(平15規則22・追加、令6規則5・旧第5章繰下)

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

第32条 条例第40条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査の受検は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。
 - ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。
 - イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
 - ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
 - エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。
- (2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に水道法（昭和32年法律第177号）第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関又は国

土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者による給水栓における水の色、濁り、臭い、味等に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を受けること。

(平15規則22・追加、令2規則11・一部改正、令6規則5・旧第27条線下・一部改正、令6規則22・一部改正)

第7章 補則

(平15規則22・旧第5章線下、令6規則5・旧第6章線下)

(文書の保存)

第33条 料金に係る文書を作成し、又は取得した場合の保存年限は、20年とする。

(令6規則5・追加)

(その他)

第34条 この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

(平15規則22・旧第27条線下、令6規則5・旧第28条線下)

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月28日規則第22号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年5月15日規則第18号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の、黒石市上水道事業給水条例施行規則様式第5号による用紙で、この規則の改正の際残存するものは、この規則改正後の様式とみなして、当分の間、使用することができる。

附 則 (令和2年3月31日規則第11号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
(黒石市簡易水道事業給水条例施行規則の廃止)
- 2 黒石市簡易水道事業給水条例施行規則(平成19年黒石市規則第34号)は、廃止する。
(黒石市簡易水道事業給水条例施行規則の廃止に伴う経過措置)
- 3 この規則の施行の日の前日までに、黒石市簡易水道事業給水条例施行規則の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則による改正後の黒石市給水条例施行規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則(令和4年3月31日規則第16号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和6年1月5日規則第5号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(黒石市給水条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の黒石市給水条例施行規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、令和6年3月31日までに市に提出するものに限り、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(令和6年3月29日規則第22号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

様式 <略>